

はじめに

第1章 山都町景観計画策定について	1
1-1 山都町について	2
1-2 景観計画の目的	2
1-3 景観計画の位置づけ	3
1-4 景観づくりに関する町民の意識	4
第2章 景観づくりの基本理念・基本方針	5
2-1 景観づくりの基本理念	6
2-2 景観づくりの基本方針	7
2-3 山都町の景観要素事例	9
第3章 景観計画の区域	13
3-1 景観計画区域	14
3-2 届出区域	14
第4章 良好な景観づくりのための行為の制限に関する方針	17
4-1 行為の制限についての考え方	18
4-2 景観計画区域に適用される「大規模行為」の制限について	21
4-3 景観形成地域に適用される行為の制限について	25
4-4 特定施設届出地区に適用される行為の制限について	28
第5章 景観形成上必要なその他の事項	31
5-1 景観重要建造物・樹木の指定方針	32
5-2 景観農業振興地域計画の策定に関する基本的な事項	33
第6章 景観づくりの推進に向けて	35
6-1 町、町民、事業者の協働	36
6-2 景観づくりの意識醸成のための取り組み	37
6-3 景観づくりの誘導	37
6-4 景観を活かした取り組みの推進	37
6-5 協働による景観形成のメニュー	37

資料編	39
■景観づくりに関するアンケート調査の概要	40
■山都町景観づくり条例	43
■山都町での景観を活かし、継承する取り組みの事例	50
■山都町フットパスコース一覧マップ（平成31年3月現在）	53
■地域将来構想図（参考資料）	54
■山都町景観計画の主な変更内容	55

はじめに

山都町では、平成20年3月に「山都町景観づくり条例」を制定、同年4月に「山都町景観計画<基幹計画>」を策定し、景観まちづくりを推進してきました。

平成20年7月には、通潤用水と白糸台地の棚田景観が重要文化的景観に選定され、白糸台地における農村景観の保全、活用に取り組んできました。

また、平成27年度に改定を行った「山都町第2次総合計画」においては、「山の都」の個性が輝く地域づくりの実現に向け、魅力ある景観づくりのための施策を掲げています。

景観計画策定から10年を経て、山都町を取り巻く社会情勢は変化してきました。

町内では過疎や高齢化により人口が減少し、空き家や空き店舗が増え農林業においても後継者不足による耕作放棄地等も増加の一途をたっています。

また、わが国は石油や石炭等の化石燃料に頼らざるを得ないエネルギー事情のなかに、国際的な温室効果ガス削減への動きなどを受け、国においても再生可能エネルギーを普及させるために様々な取り組みが行われるようになり、再生可能エネルギーにおいては固定価格買取制度の創設等により、民間企業による事業参入も加速し、町内でソーラーパネル等の設置が見られるようになってきました。

また、平成30年12月に九州中央自動車道山都中島西ICが開通し、数年後には矢部IC（仮称）まで延伸することにより、新たな土地利用が見込まれ、沿線風景や町並み景観に対するルールづくりが重要となっています。

以上のことを踏まえて、景観計画の上位計画である総合計画の改定及び、町を取り巻く景観環境や町の実情に対応するため本計画の改訂を行いました。

第1章 山都町景観計画策定について

1-1 山都町について

(1) 地勢的背景

山都町は、九州のほぼ中央に位置し「へその町」として知られています。阿蘇南外輪山の山稜から山裾を経て、一級河川緑川をまたぎ、九州中央山地の峰々に至るまでを南北の範囲としています。東側は、宮崎県と接しており日向灘へ注ぐ一級河川五ヶ瀬川の源流域でもあり、また、分水嶺を挟んで熊本平野へ至る緑川が町域を西流しています。

緑川より北側の町域は、阿蘇火砕流堆積物に覆われた準高原地帯であり、その緩やかな稜線を描く山並みは、豊かな水を育み、清らかな水は生活の糧のみならず、河川となって流れ各地に美しい峡谷や瀑布を形づくっています。緑川以南の九州中央山地には、県内最高峰の国見岳（1739m）がそびえる中、東西に山稜が連なり、広大な森林地帯となっています。九州中央山地国定公園に指定され、いまなお貴重な動植物が生息しています。

(2) 歴史的背景

山都町では、各地で古代遺跡が確認されています。中には2万年を超える遺跡も存在しています。

古代から中世には、肥後を代表する強大な勢力を持った阿蘇氏が浜町一体に居をかまえ、阿蘇郡を中心に県央部をその支配下に治めていました。その阿蘇氏の歴史は、町内外に史料や史跡に残されています。

河川を軸としていた往来は、山都町では熊本市から延岡を結ぶ日向往還となり、その中心となる浜町と馬見原は、物資の集散地として、さらに宿場町となって繁栄していました。その結果、特徴的な地割や歴史的建造物が生まれ、さらに、遠くは上方で発展した造り物や人形芝居などがもたらされ、この地独特の歴史的文化が育ってきました。

近世末には、幹線である日向往還を充実するために当時の新しい土木技術により、石積に加工しやすい地元で容易に手に入る凝灰岩を利用して、各地で石橋が築造されました。そのひとつが放水で全国に知られる重要文化財通潤橋です。

現在のわたしたちの営みの中で、山都町の恵まれた自然と先人が残し造りだしてきた貴重な財産を今後とも十分に保全・活用していくことは、町は言うに及ばず町民、事業者にとって重要です。

1-2 景観計画の目的

景観づくりとは「自然、建造物、街並み、田園その他の豊かな歴史、風土に調和した良好な景観を守り、はぐくみ、又は次世代に引き継ぐこと（山都町景観づくり条例第2条第1項より）」です。

景観計画は、景観法に基づく景観行政団体※として、景観づくりに関する基本的な方針や制限等を示すものです。これにより山都町の良好な景観の保全と活用のバランスを図りながら、町民がこの地で豊かで潤いのある生活を続けていくため、町、町民、事業者等（以下、「町民等」という。）が一体となって山の都らしい良好な景観を創出・継承していくことを目的とします。

※景観行政団体：景観法により定義される景観行政を司る行政機構

1-3 景観計画の位置づけ

景観計画は、本町の最上位計画である「第2次山都町総合計画」における「山の都らしい魅力ある景観づくりの推進」を基本とし、各種計画と連携しながら本町における景観づくりに関する基本的な事項を定めます。

また、本計画とは別に景観づくりを進めていく上で重点となる区域については付加計画を策定し、本計画と付加計画を組み合わせることにより総合的な景観づくりを推進します。

付加計画では、農業・建設・歴史などの専門分野や集落等の区域に合わせた具体的な目標や方針・施策について定めます。

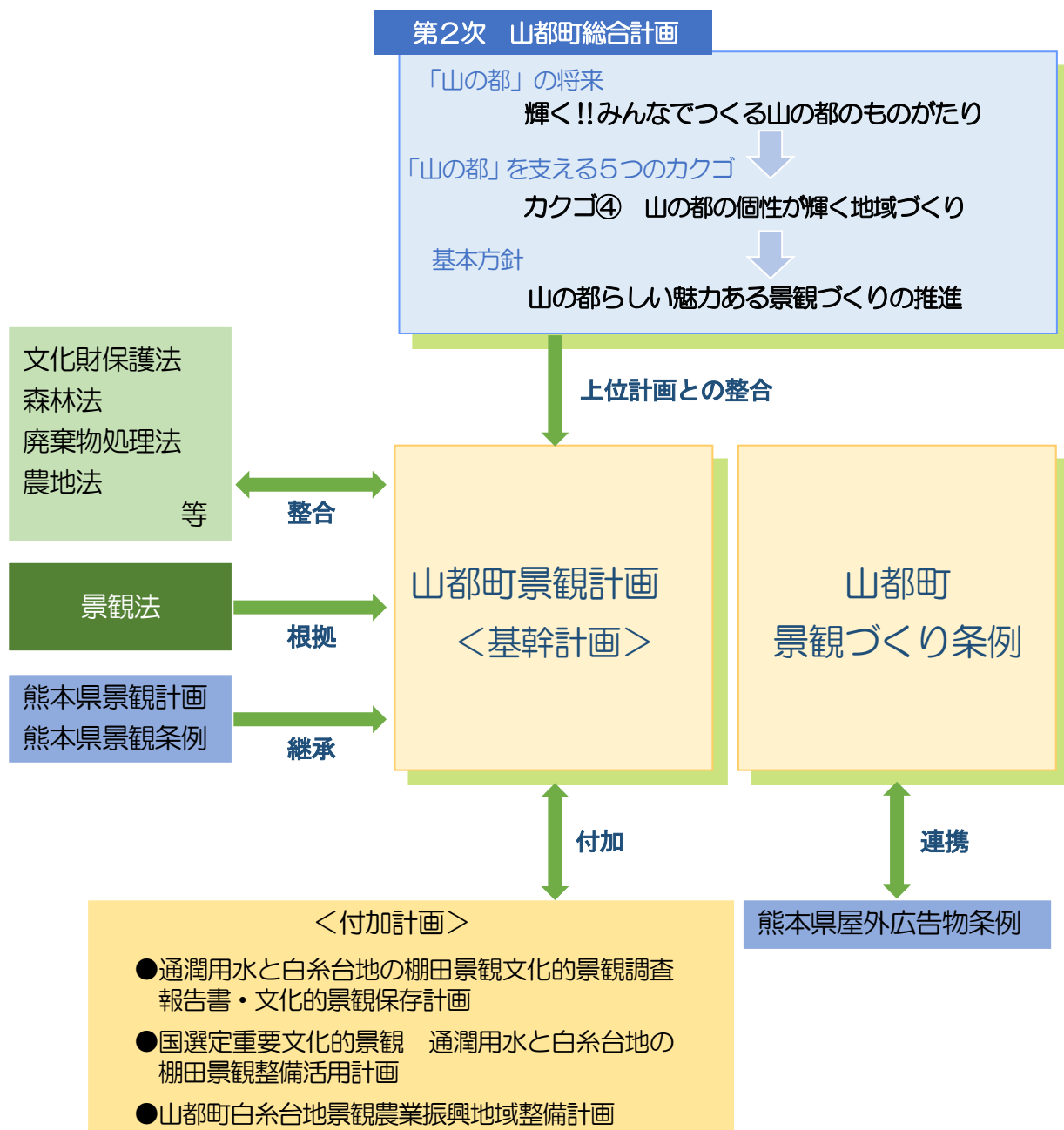


図1 山都町における景観計画の位置づけ

1-4 景観づくりに関する町民の意識

平成31年1月に町民を対象に町が実施した「景観づくりに関するアンケート調査」では、「町内全域の景観を自慢できる」または「一部自慢できる」と感じている回答の割合が約6割となっており、山都町の特徴ある景観として「通潤橋等歴史ある史跡」や「雄大な自然・山並み」といった意見が挙げられています。

一方で、「空き地・廃屋・空き家・空き店舗の増加が目立つ」「休耕田や耕作放棄地が増えている」ことが景観を阻害しているとの意見が多く、山都町の景観の悪化を感じている町民が4割を超えています。

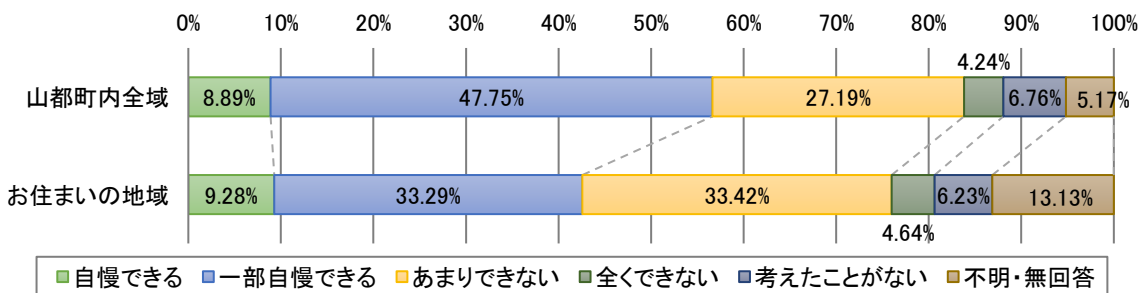
また、山都町の良い景観として、「農村地帯の田園風景」や「歴史的な建造物がある風景」、「ごみのない清潔なまち」などを挙げられていることから、普段から目にしている身近な景観への関心が高いことがわかります。

そして、このような良好な景観を保全していくためには「地域の実情に合わせた景観づくりの実施」や「集落営農などの集落対策」が必要という意見が多く挙げられています。景観づくりを推進することにより「移住者やU・Iターン者が増え、町の人口が増加すること」や「企業やお店が増え、経済が活発になること」などが期待されています。

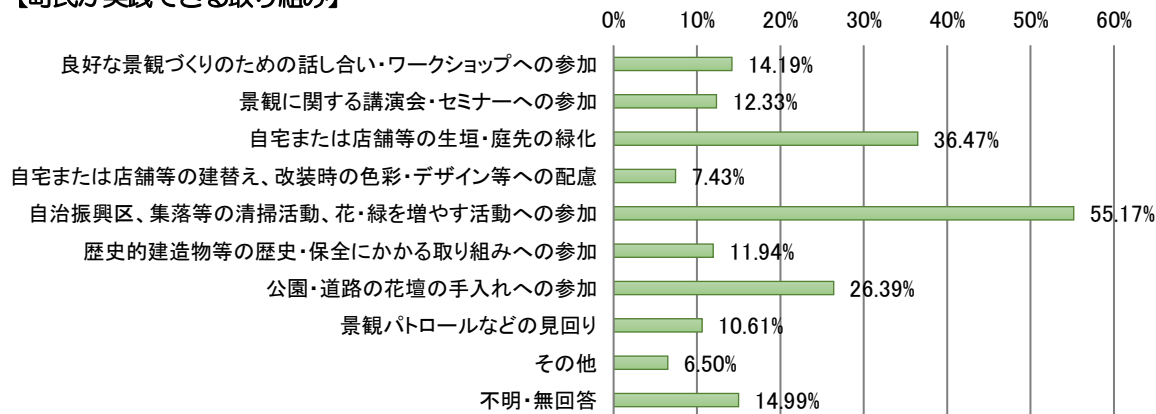
なお、町民自身が参加し実行可能な取組みとしては「自治振興区・集落等の清掃活動、花・緑を増やす活動への参加」といった取組みが挙げられています。

これらのことから、町民は、山都町の特徴ある山並み、田園風景、歴史・文化的景観を誇りに思い、それが人口の増加や経済の活性化につながることを期待しつつ、併せて町民自身も、清掃活動や緑化活動に参加しながら、地域の実情や集落対策に考慮した取組みを通して、町民のより良い暮らしにつながるような景観づくりに関心があることが分かりました。《アンケート結果については、巻末資料を参照》

【自慢できる景観の有無】



【町民が実践できる取組み】



第2章 景観づくりの基本理念・基本方針

2-1 景観づくりの基本理念

基本理念

①町民が心地よく豊かな生活を営むために、地域の歴史、文化、自然環境等と調和する景観づくりを進めます

山都町の美しい景観を共有していくためにルールを定めてその保全を図ります。一方で、心豊かな生活を営むために、景観の美しさを日々の産業や観光に活用していきます。保全と活用のバランスがとれた景観づくりを進め、美しい景観を次世代へと継承していきます。

②町、町民、事業者がそれぞれの役割を認識し、お互いに連携・協働した景観づくりを進めます

山都町の美しい景観づくりを共通の目的とし、町にできること、町民にできること、事業者ができることをそれぞれの役割として真摯に取り組みます。こうした活動を連携させ、山都町の景観づくりを持続的に進めます。

2つの基本理念による景観づくりを進めることにより、第2次総合計画に揚げられた景観に関する基本方針である「山の都」らしい魅力ある景観づくりの推進を進めます。

「山の都」らしい魅力ある景観づくりの推進

2-2 景観づくりの基本方針

1. 山都町の歴史的・文化的景観を育み、次世代に継承します (保全)

馬見原にある新八代屋や小笹地区にある円形分水、大川阿蘇神社農村舞台、菅の棚田、金内橋、清和文楽、神楽、八朔祭、火伏地藏祭りやその他地域での様々な催事等は地域の景観づくりの核となるものであり、地域の歴史・文化、風土を象徴するものです。

わたしたちは、先人が培ってきた貴重な景観資源を継承するため、必要なルール・基準を設け、景観の保全を推進します。

2. 山都町の独自の景観を活かし、暮らしを豊かにします (活用)

九州脊梁の山々や井無田高原の満天の星空等の自然景観、通潤橋と白糸台地の棚田等の文化的景観、馬見原商店街等の歴史的景観は、山都町の独自の景観であり、山都町の地形や歴史・文化、町民の生業（なりわい）によって複合的に構築されてきたものです。また、九州中央自動車道の開通は、新たな来訪客をもたらし、それらを見込んだ新たな土地利用も想定されるようになりました。

わたしたちは、山都町の景観の価値をさらに高めることで、将来にわたって町民の暮らしの向上と観光・交流事業との相乗効果に繋がるよう、景観の活用を推進します。

3. 山都町の実情に対応し、協働で景観づくりに取り組みます (持続)

町内の人口減少や高齢化による空き家・空き店舗の増加、農林業の後継者不足、あるいは再生可能エネルギー設備等の新たな景観要素が加わるなど、様々な要因が影響して山都町の良い景観の維持が難しくなっています。

わたしたちは、山都町を取り巻く環境の変化や町内の実情に合わせた景観づくりに臨機応変に対応し、世代間、集落間、あるいは都市農村間の人々の交流を創出することで景観づくりの担い手を維持しながら、途切れることのない景観づくりを推進します。

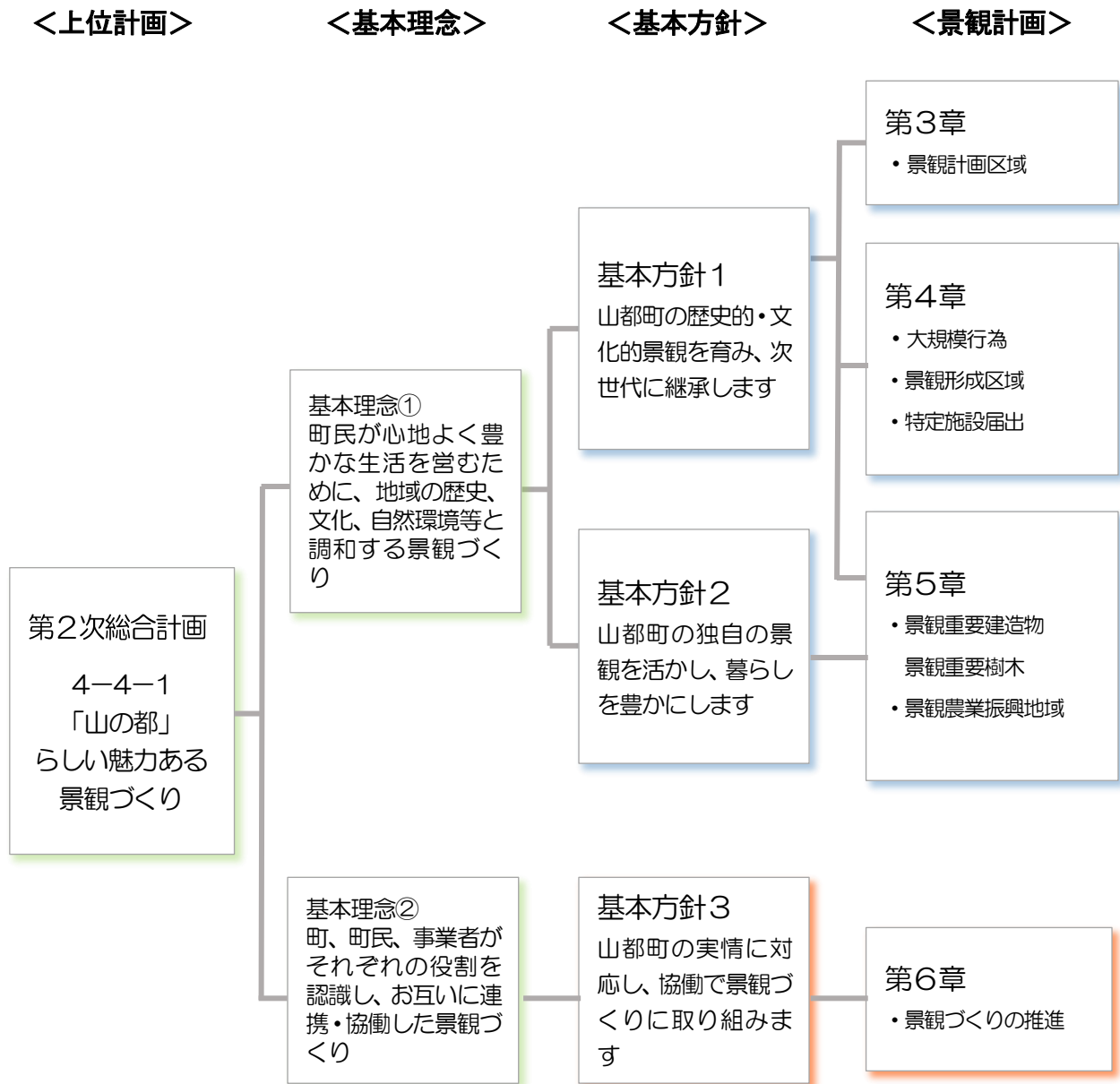


図2 山都町景観計画改訂 構成

2-3 山都町の景観要素事例

(1) 文化景観要素



①通潤橋（国指定重要文化財）

1854年建造



②新八代屋

明治期に建設された木造3階建て家屋



③円形分水

通潤用水と小笹地区へ面積に応じて
分水するための施設



④金内橋

1850年建造



⑤菅の棚田

棚田百選に選定



⑥峰の棚田

棚田百選に選定

(2) 自然景観要素



⑦遠見山からの眺望

場所：清和地区 緑川



⑧蘇陽峡

場所：蘇陽地区 長崎



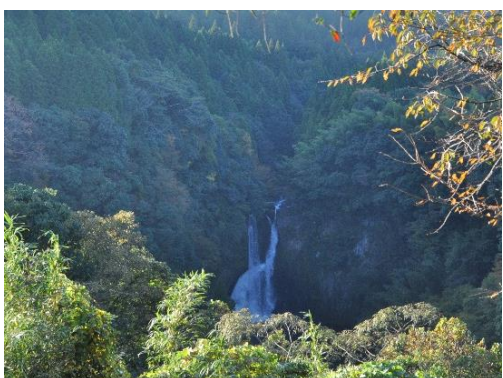
⑨唐傘松（県指定天然記念物）

場所：矢部地区 上川井野



⑩緑仙峡

場所：清和地区 緑川



⑪聖リ滝（国指定名勝）

場所：矢部地区 野尻



⑫五老ヶ滝（国指定名勝）

場所：矢部地区 長原

(3) 街並みの景観要素



⑬馬見原商店街

平成10年に馬見原地区景観形成
住民協定締結



⑭新町商店街

まちづくり交付金事業にて整備

(4) 伝統文化要素



⑮清和文楽

県無形文化遺産に認定



⑯岩戸神楽

高畑、二瀬本、今、白石の神楽の継承



(1) 文化景観要素

- ①通潤橋
- ②新八代屋
- ③円形分水
- ④金内橋
- ⑤白糸の棚田
- ⑥峰の棚田

(2) 自然景観要素

- ⑦遠見山からの眺望
- ⑧蘇陽峡
- ⑨唐傘松
- ⑩緑仙峡
- ⑪聖リ滝
- ⑫五老ヶ滝

(3) 街並みの 景観要素

- ⑬馬見原商店街
- ⑭新町商店街

図3 景観要素事例位置図

